

---

プロジェクト IFRS 適用課題対応

項目 IFRS 適用課題対応専門委員会における検討状況

---

## 本資料の目的

1. 本資料は、2016 年 5 月 20 日に開催された第 4 回 IFRS 適用課題対応専門委員会（以下「専門委員会」という。）における議論の状況をご説明することを目的としている。

## 専門委員会の議題

2. 専門委員会では、2016 年 3 月 22 日に開催された IFRS 解釈指針委員会（以下「IFRS-IC」という。）会議において議論された項目のうち、次の 3 点について検討された。
  - (1) IFRS の修正を提案することが検討されている項目
  - (2) アジェンダ決定案が公表された項目
  - (3) アジェンダ決定が公表（最終化）された項目

### （IFRS の修正を提案することが検討されている項目）

会計上は資本に分類されるが税務上は負債に分類される金融商品の利息や発行コストの税務上の影響をどのように会計処理するか（IAS 第 12 号「法人所得税」の修正提案）

3. 資本性金融商品の保有者に対する分配は資本に直接認識し、資本取引の取引コストは資本からの控除として会計処理することとされている（IAS 第 32 号「金融商品：表示」第 35 項）。また、これらに係る法人所得税は IAS 第 12 号に従って会計処理するものとされており（IAS 第 32 号第 35A 項）、IAS 第 12 号には、配当の法人所得税への影響は、一定の場合を除き、その期間の純損益に認識すべき旨の定めがある（IAS 第 12 号第 52B 項）。
4. 2016 年 3 月開催の IFRS-IC での議論の結果、次のような暫定決定がなされた（詳細は審議事項(3)-1 参考資料 1 参照）。
  - (1) IAS 第 12 号は、配当の法人所得税への影響を純損益に認識すべき旨の定め（第 52B 項）を適用すべき状況について明確ではない。



専門委員会において聞かれた意見

- 論点の取扱いに実務上のばらつきが生じており、基準の修正によって対応する方針に同意する。
- 配当(利益の分配)にあたるかどうかにより法人所得税の会計処理を分別することは、基準内で整合性がとれているのか。また、実際に当該提案を基準に反映する場合には、慎重にプロセスを踏み、実務のばらつきが生じないよう留意する必要がある。
- 既存の会計基準の取扱いとなるが、配当による法人所得税の影響を、分配原資の会計処理と整合させることについて、何が分配原資となるかの判断には困難さがあると考えられる。
- 配当による法人所得税の影響についての基準である第 52A 項、第 52B 項が、「測定」に関する基準と併せて記載されていることが混乱を招くため、記載場所について他の原則が記載された項の補足とする等の検討が必要である。

5. 今後は、IASB から IAS 第 12 号の修正提案が公表された場合に、専門委員会での審議を踏まえた上で、当委員会としての対応について再度ご意見をうかがう予定である。

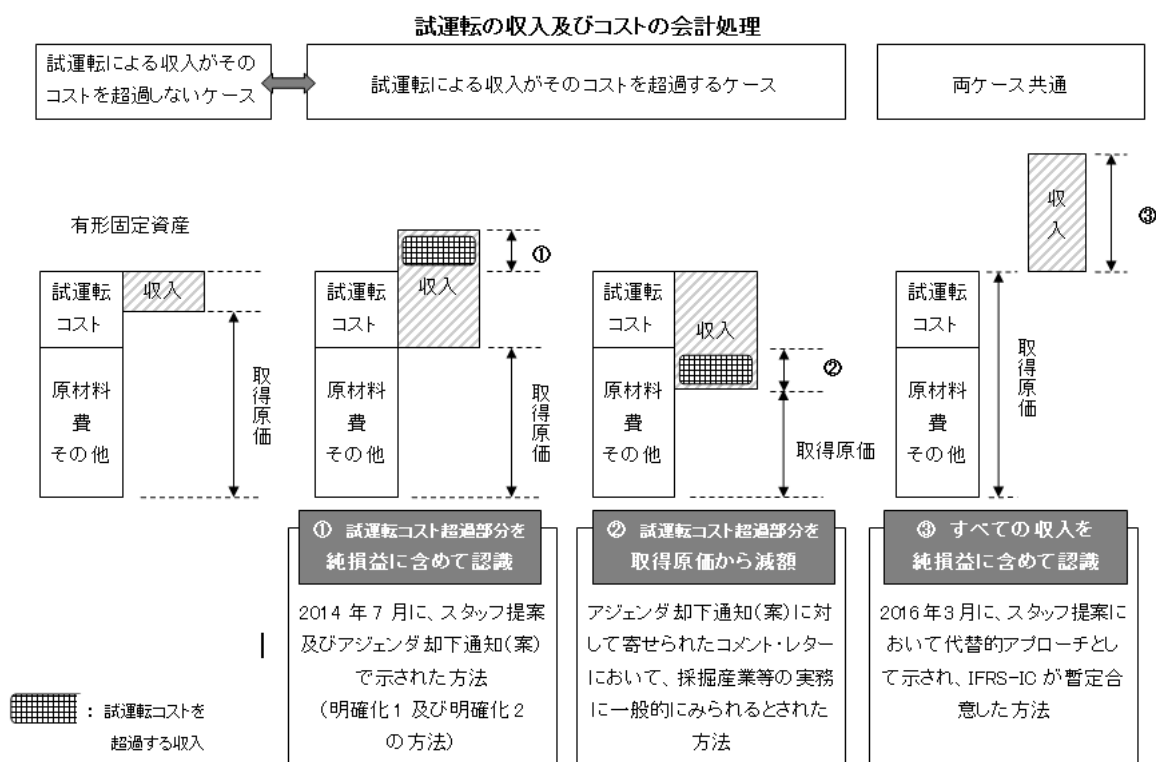
有形固定資産の試運転による収入をどのように会計処理すべきか (IAS 第 16 号「有形固定資産」の修正提案)

6. 有形固定資産の取得原価には、当該資産を経営者が意図した方法で稼働可能にするために必要な場所及び状態に置くことに直接起因するコストを含めることとされている (IAS 第 16 号第 16 項(b))。そのような直接起因するコストの例として、「資産が正常に機能するかどうかの試運転コスト (資産を当該場所に設置し稼働可能な状態にする間に生産した物品(試運転時に製造した見本品等)の販売による正味の収入を控除後)」が挙げられている (IAS 第 16 号第 17 項(e))。

7. 2016年3月開催のIFRS-IC会議での議論では、次の(1)と(2)のいずれも過半の支持を得られず、代替的なアプローチである(3)が支持された(IASBスタッフが提示した3つのアプローチのイメージは下の図2を参照)。IFRS-ICは、今後、(3)の内容でIAS第16号の修正案を検討する予定である(詳細は審議事項(3)-1参考資料2参照)。

- (1) 試運転による収入が試運転のコストを超過する場合、当該超過額を純損益に含めて認識する。併せて試運転の意味を明確化する。
- (2) 試運転による収入が試運転のコストを超過する場合、当該超過額を有形固定資産の取得原価から控除する。
- (3) 試運転による収入が試運転のコストを超過するかどうかにかかわらず、試運転による収入を純損益に含めて認識する。

図2：IASBスタッフが提示した3つのアプローチのイメージ



専門委員会において聞かれた意見

- (3)の方法は、対象となる収入の内容及び費用収益の対応関係等、十分な整理及び検討が行われたとは考えづらい点があることから、強制力のある規定の改訂にあたっては、IFRS-ICにおけるより慎重な議論が必要である。
- わが国における実態及び影響度を調査し、その結果を踏まえた上で、当委員会としての対応を決定するとする事務局案を支持する。

8. 今後は、IASB から IAS 第 16 号の修正提案が公表された場合に、当委員会事務局によるわが国の実態調査及び専門委員会での審議を踏まえた上で、当委員会としての対応について再度ご意見をうかがう予定である。

**(アジェンダ決定案が公表された項目)**

資産又は資産グループに対する支配を喪失する場合に共同支配事業の資産又は負債に対して保持する持分を再測定すべきか

9. 2016年3月開催のIFRS-IC会議では、この論点をIFRS-ICのアジェンダに追加しないが、その代わりに、IASBが持分法のリサーチ・プロジェクトにおいて、関連会社又は共同支配企業への資産の売却又は拋出の会計処理を検討する際に、同時にこの論点を検討するようIASBに提案する旨のアジェンダ決定案が公表された（詳細は審議事項(3)-1参考資料3参照）。

専門委員会において聞かれた意見

- 特段の意見は聞かれなかった。

10. 今後は、IASBの持分法のリサーチ・プロジェクトにおける審議を注視する予定である。

**(アジェンダ決定が公表（最終化）された項目)**

変動支払による有形固定資産や無形資産の購入をどのように会計処理すべきか

11. 当委員会は、変動支払による有形固定資産又は無形資産の購入に係る会計処理の論点について、当該論点はIFRS-ICが対処するには範囲が広すぎることから、IFRS-ICのアジェンダとして取り上げないことには同意するが、IASBが中長期的なアジェンダとして取り組むべき旨のコメント・レターを2016年1月に提出した。

12. 2016年3月開催のIFRS-IC会議では、IFRS-ICのアジェンダとしては追加しないこと、IASBが変動支払の会計処理を包括的に扱うべきこと、を内容とするアジェンダ決定を最終化した（詳細は審議事項(3)-1 参考資料4 参照）。

**専門委員会で聞かれたご意見**

- ASBJより、IASBでの本論点の検討を継続的に働きかけることをお願いしたい。

13. 当委員会事務局では、IASBの解釈指針を担当しているスタッフと定期的に情報交換をしており、専門委員会で聞かれたご意見を踏まえ、本論点の検討を継続的に働きかける予定である。

**一定の特徴を有するプリペイド・カードに係る負債を当該プリペイド・カードの発行者はどのように会計処理すべきか**

14. 2015年9月のIFRS-IC会議では、一定の特徴を有するプリペイド・カードに係る負債は金融負債の定義を満たし、金融商品会計基準の認識の中止の規定が適用される旨のアジェンダ決定案が公表された。当委員会は、当該アジェンダ決定案の適用範囲を主に次の点について限定することを提案するコメント・レターを2015年11月に提出した。
- (1) プリペイド・カードの発行者において財又はサービスと交換できるプリペイド・カードは範囲に含めない。
  - (2) カスタマー・ロイヤリティ・プログラムの特性が組み込まれたプリペイド・カードは範囲に含めない。
15. 2016年3月のIFRS-IC会議では、発行者以外の第三者において財又はサービスと交換されるプリペイド・カードに範囲を限定すること、カスタマー・ロイヤリティ・プログラムはアジェンダ決定の範囲から明確に除外すること等の修正を加えて、アジェンダ決定案が最終化された（詳細は審議事項(3)-1 参考資料5 参照）。

**専門委員会において聞かれた意見**

- 特段の意見は聞かれなかった。

16. 当委員会のコメントがアジェンダ決定案に反映されたこともあり、今後、本論点に関して特段の対応は予定していない。

#### ディスカッション・ポイント

専門委員会における議論及び今後の対応方針について、ご質問、ご意見があればお伺いしたい。

以 上